

商店街等にぎわい回復促進事業 Q & A集

対象事業について（公募要領P3）

Q1 「市町村等独自の商品券」には申請者が実施しているものも含まれますか。

市町村に関わらず、各地域の商工団体等が発行しているプレミアム付き商品券も含まれます。

Q2 事業内容に示されている2種類の取組は、どちらも該当させる必要がありますか。

「プレミアム付き商品券の利用を促進する効果を持つもの」、「広域的なにぎわい創出の効果を発揮するもの」の2種類の取組につきましてはどちらも必須としております。

なお、それとは別に記載しております、「プレミアム付き商品券を利用しない方にも裨益し、商店街へより多くの人を呼び込むための最大限の工夫」、「電子商品券等の操作が不得手な店舗や利用者等の参加を促す取組」につきましても、最大限の工夫をお願いしております。

Q3 「プレミアム付き商品券を利用しない方にも裨益し、商店街へより多くの人を呼び込むための最大限の工夫」とは具体的にどのようなものを指しますか。

プレミアム付き商品券を「購入できない」または「購入しない」方々も本事業を実施することを通して、商店街等へ来てもらうことを目指した記載となります。

具体的にはプレミアム付き商品券の使用の有無に関わらず、例えば、割引や独自のポイント付与の対象とする、あるいは景品があたる抽選会に参加が出来るといった何らかのメリットを受けられる企画を実施するようにしてください。

Q4 市町村からの補助金との併用は可能ですか。

併用可能です。

併用する補助金については各市町村等の判断に委ねますが、本補助金と市町村等補助金の合算額が補助対象経費を超えないようにご注意ください。

Q5 例年開催しているイベントも対象になりますか。

本事業の目的である「プレミアム付き商品券の利用促進とともに、地域の魅力向上や人を呼び込む取組」に合致しているものであれば対象となります。

公募要領に沿った事業内容を企画のうえ、申請してください。

対象事業者について（公募要領P4）

Q1 「商店街等」とはどのような組織を指しますか。

法人化されている商店街振興組合や事業協同組合のほか、任意団体としての商店街、スタンプ会、地域イベント等の実行委員会など、各地域の商店や事業者等により組織された団体をいいます。

申請の際には、組織として活動している証明として、会則や役員名簿等の書類を提出していただく必要があります。

Q2 商店街等の組織が地域にない場合、単一の商店での申請は出来ますか。

本事業は広域的なにぎわいづくりの取組を補助することを目的としているため、単一の商店は対象外となります。

商店街等の組織がない場合は、所属の商工会議所または商工会等と連携した事業の実施が考えられます。

Q3 複数商店街による連合会としての申請は可能ですか。

連合会としての申請は可能です。

ただし、構成員の商店街による単独事業と連合会の事業とで二重に申請することは出来ませんので、ご注意願います。

Q4 2者以上で連携する場合、事業にかかる費用を1者のみで負担することは可能ですか。

費用負担を1者のみとすることは可能です。ただし、費用を負担しない構成員もイベント等の実施にあたって実質的な役割を担う必要があります。どのような連携を行うかは審査対象となりますので、ご注意願います。

補助対象経費について（公募要領P5）

Q1 消費税は対象となりますか。

消費税は補助対象外としております。

申請の際には、「税抜き額」での積算をお願いします。

Q2 人件費とはどのような経費ですか。

イベント等の実施に必要な交通誘導員や音響照明等の運営スタッフを雇用する際に発生する賃金のことです。ただし、補助事業者の構成員やその家族、雇用者（元々の店舗従業員など）は対象外となります。

Q3 報償費とはどのような経費ですか。

イベントでパフォーマンス等を行う出演者やセミナーで講演を行う講師等に対して、謝金として支払う経費のことです。ただし、補助事業者の構成員やその家族、雇用者（元々の店舗従業員など）に対する謝金は対象外となります。

また、謝金単価は、その妥当性についても審査対象になりますので、市場価格を参考に妥当な範囲内で設定してください。

Q4 旅費とはどのような経費ですか。

イベントでパフォーマンス等を行う出演者やセミナーで講演を行う講師等に対して、交通費や宿泊費として支払う経費のことです。ただし、補助事業者の構成員やその家族、雇用者（元々の店舗従業員など）は対象外となります。

Q5 需用費とはどのような経費ですか。

イベント等の実施に必要な消耗品の購入費やチラシ、パンフレットの作成にかかる印刷製本費、抽選会などの景品の購入費などのことです。

なお、景品の購入費は補助対象経費の50%以内の額を上限とします。

Q6 委託料とはどのような経費ですか。

イベント等の実施に際して、直営での実施が難しい企画・運営や会場の設営・撤去などを外部のイベント会社等へ委託する経費のことです。ただし、補助事業者の構成員やその家族、雇用者（元々の店舗従業員など）による企画・運営等の委託は対象外となります。

Q7 使用料・賃借料とはどのような経費ですか。

イベント等の実施に際して、会場となる土地や建物、イベントホール等の使用に係る経費や、照明音響のほか、必要となる機材のリース料のことです。

ただし、事業期間外も賃借・使用している場合は対象外となります。(事業期間中の経費の按分も不可)

Q8 役務費とはどのような経費ですか。

イベント等のPRにかかるチラシ・パンフレットの郵送費や、テレビ・ラジオCM、ホームページ作成、案内看板・のぼり等の作成にかかる経費のことです。

補助対象となるのは、対象事業の内容を宣伝するために使用するものに限り、また、事業期間外も使用する場合は対象外となります。(事業期間中の経費の按分も不可)

Q9 負担金とはどのような経費ですか。

構成員の店舗等で利用できる割引券やクーポン券を発行する際に、割引額を各店舗に補填する原資のことです。

補助対象となるのは、事業期間中に完了する事業に限り、事業期間外も実施する場合は対象外となります。(事業期間中の経費の按分も不可)